

■ 2004年4月18日(日)・24日(土) ■

安全で安心して暮らせるまちづくり

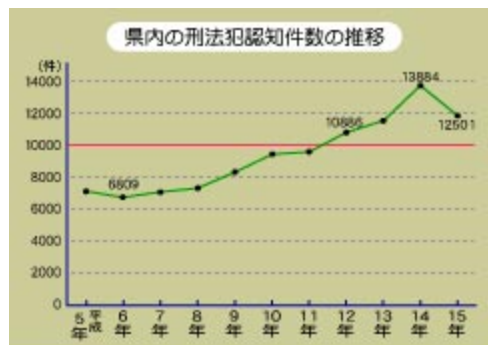
凶悪な犯罪が県内各地で発生している中、安全で安心な暮らしは県民誰も願います。昨年8月、県、県公安委員会、県警察本部は、全国で初めて共同で「福井治安回復プログラム」を策定し、犯罪対策や防犯活動の強化に取り組みました。

この結果、平成7年から14年まで増加の一途をたどり、3年連続で戦後最悪を更新していた刑法犯認知件数は、9年ぶりに減少に転じ、前年に比べ10.0%減少しました。

しかし、犯罪の件数は依然として高い水準となっており、今後も引き続き犯罪対策、防犯活動を強化し、治安の回復を確かなものにしていくことが必要です。

県では、犯罪が発生しにくい社会を実現することを目的に、「福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例(安全安心まちづくり条例)」を制定し、4月1日から施行しました。

今回は、この条例や治安回復に向けた取り組みについてご紹介します。



※平成12年には戦後最悪であった昭和23年の記録を更新しました

安全安心まちづくり条例

この条例は、県民や民間の事業者が、「自らの安全は自らが守る」という意識を持って、自主的に防犯活動を行っていくことを基本にしています。

また、県民、民間事業者、行政、警察が、連携、協力して、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて取り組むことにしています。

項 目		概 要
総則	県の責務	総合的な施策の策定と実施
	県民の責務	自主防犯活動の実施と県の施策への協力
	事業者の責務	自主防犯活動の実施 県の施策、県民などが実施する自主防犯活動への協力
	推進体制の整備など	推進体制の整備、市町村への支援、広報や啓発活動の実施
推進すべき施策	自主防犯活動の推進など	防犯隊や自主防犯団体に対する情報の提供、技術的な助言などの支援 市町村安全安心センターの指定 推進旬間の設定(10月11日～20日)
	犯罪の発生しにくいまちづくりのための環境整備	犯罪の防止に配慮した住宅団地、住宅、駐車場などに関する指針の策定 住宅団地の造成、共同住宅の建築、駐車場の設置を行おうとする者に対する助言など
	学校における生徒等の安全確保	学校や通学路などにおける生徒等の安全確保に関する指針の策定 学校や通学路などにおける生徒等の安全を確保する体制の整備 犯罪の被害を受けないための安全教育の充実など
	犯罪の防止に配慮した自動車や自動販売機などの普及	自動車や自動販売機などについて犯罪防止のために必要な情報の提供 犯罪の防止に配慮した自動車や自動販売機などの普及
安全安心まちづくりを阻害する行為の規制	自動車や自動車内の現金、貴重品などの財物を窃取する目的での器具の携帯の禁止(合いかぎ、差し金、金づちなど) 自動販売機内の財物を窃取する目的での器具の携帯の禁止(ボール、ドリル、グラインダーなど) 罰則(3月以下の懲役または30万円以下の罰金)	
※平成16年7月1日から施行されます		

犯罪の発生しにくい環境づくり

安全で安心なまちづくりのため、私たちは、どうしたら良いのでしょうか。

県、県公安委員会、県教育委員会では、犯罪の発生しにくい環境を整備するため、条例に基づき、現在、県民や事業者の皆さんが配慮すべき点を、住宅団地、学校など5つの種類に分け、「防犯上の指針」としてまとめています。

指針の種類

- ① 住宅団地
- ② 住宅（一戸建住宅、共同住宅）
- ③ 駐車場など（駐車場、道路、公園、公衆便所）
- ④ 学校など
- ⑤ 通学路など

ため環境整備の視点

- ① 周囲からの見通しを確保する。
- ② 犯罪を起こそうとする者の接近を妨げる。
- ③ 侵入・破壊されにくいよう設備を強化する。
- ④ 隣近所同士のコミュニティ意識を高める。

例えば、住宅の場合、玄関扉や窓などの設備をどのようなものにした方がより安全か示すことにしています。通学路の場合では、自主防犯団体や住民などが協力して児童生徒の登下校時を見守ったり巡回する、通学路の危険箇所や犯罪発生場所などを記載した安全マップを作成し配布するなど、具体的な安全対策を示すこととしています。

安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて

平成16年度は、治安の回復を確かなものにしていくため、空き交番対策の強化、警察官や民間事業者によるパトロール活動の充実など犯罪対策をより強化するとともに、地域に密着した犯罪情報の提供、自主防犯活動の一層の活性化など、住民、行政、警察が一体となった地域の犯罪抑止力の向上を図ります。

自主防犯活動を一層推進します

県警察本部では、平成15年度から、自らのまちは自らが守ろうと自主的に防犯パトロールを行う「ふくいマイタウン・パトロール隊」への支援を実施しています。3月末までに53団体を認定し、犯罪発生状況などの情報提供や効果的なパトロールの方法など技術的な助言を行ってきました。こうした活動をさらに推進するため、今年度も新たな団体を募集しています。

活動者からの声

大野市 上庄ふれあいパトロール隊

代表：田村 三治氏(たむら みつじ)

5つの地区から約20人が参加して結成しました。パトロール活動が目立てば目立つほど防犯効果が一層高まると考え、夕方のまだ明るい時間帯にも実施しています。パトロールを通じて住民の皆さんからいろいろな情報を提供してもらい、活動に反映していきたいと考えています。



夕方の明るい時間帯から保育園などを巡回する上庄ふれあいパトロールの皆さん

新たな取り組みを展開します

今年度から、新たに次のような取り組みを開始し、安全で安心して暮らせるまちづくりをより一層推進します。

主な取り組み

- 地域レベルでの防犯活動の中核となる「市町村安全安心センター」が中心となって、防犯教室や防犯対策の研修を開催し、自らのまちは自らが守るまちづくりを推進します。
- 犯罪発生などの情報をリアルタイムで携帯メールなどで配信するシステムをつくり、県民の自主防犯意識を高めるとともに防犯活動の活性化を図ります。
- 安心で明るい通学路を確保するため、歩道を新設したり、段差解消や交差点などの照明

灯や歩行者用 照明灯の整備を行います。

安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、住民の皆さんの「自らの安全は自らが守る」という意識と自主的な防犯活動への取り組みが不可欠です。県民の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

詳しい内容は、県のホームページに掲載していますので、ご覧ください。
(URL <http://info.pref.fukui.jp/seisyounen/>)

この記事に関するお問い合わせは、
青少年・県民安全課 0776(20)0745までどうぞ。

 **BACK**
